自治財政局

Local Public Finance Bureau

自治財政局

財政課
調整課
交付税課
地方債課
公営企業課
財務調査課

Mission

自治財政局は、地方公共団体が、福祉、教育、警察、消防、社会基盤の整備など住民生活の基盤となる行政サービスを安定的に提供するとともに、自主性・主体性を最大限発揮してこども・子育て政策の強化や地域におけるDX・GXの推進等に取り組むことができるよう、地方財政計画の策定などを通じた地方財源の保障・調整、地方公共団体の財政マネジメントの強化などに取り組んでいます。

地方財政の果たす役割

福祉、教育、警察、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした住民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めています。その結果、令和６年度の通常収支分の地方財政の規模は、93.6兆円となっています。

今後も、地方公共団体が、人への投資や地域経済の活性化等を推進するとともに、こども・子育て政策を含む、少子高齢化への対応や、賃金や物価等の動向を踏まえて必要となる対応を進めるため、必要な地方税財源の確保が不可欠です。

地方財政の現状

地方財政は、約1,800の地方公共団体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村です。地方の財源不足は、税収の落込みや減税などにより、平成６年度以降急激に拡大し、平成22年度には、景気後退に伴い過去最大の18.2兆円に達しました。令和６年度においても、社会保障関係費の自然増などにより、依然として1.8兆円の財源不足が生じています。

また、このような財源不足を背景に、地方財政の借入金残高は、令和６年度末見込みで179兆円、対GDP比29.1％と高い水準にあります。

■ 地方財政の借入金残高の状況

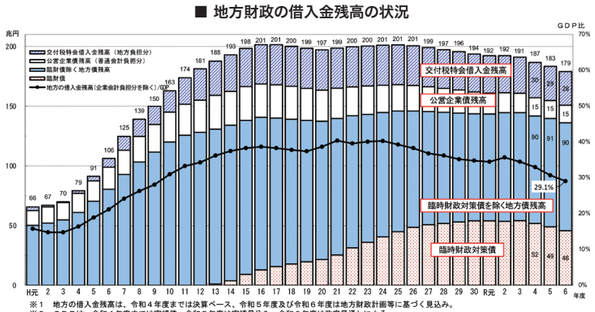

※１　地方の借入金残高は、令和４年度までは決算ベース、令和５年度及び令和６年度は地方財政計画等に基づく見込み。
※２　ＧＤＰは、令和４年度までは実績値、令和５年度は実績見込み、令和６年度は政府見通しによる。
※３　表示未満は四捨五入をしている。

国と地方の税財源配分

国民の負担による租税収入の配分における国と地方の比率は、約3：2となっています。

一方、最終的な支出主体が国と地方のいずれかという観点から整理した場合の歳出規模における国と地方の比率は約2：3と、乖離が生じています。

そこで、地方公共団体が必要な行政サービスを提供するため、地方交付税など使途の特定されない財源や、国庫補助・負担事業に対する補助金・負担金などの財源が国から地方に移転されています。

■ 国・地方間の財源配分（令和４年度）

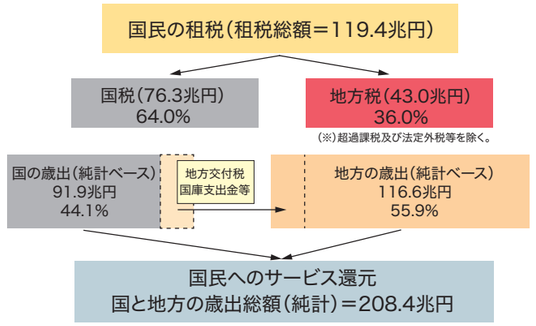

地方財政計画を通じた財源保障

地方公共団体が、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、住民生活に必要な行政サービスを提供するという責務を果たすことができるよう、地方財政計画（地方財政を全体として捉えて歳入・歳出を見込んだもの）を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対する財源保障を行っています。

地方交付税による財源調整

本来、地方公共団体の財源は地方税など自主財源をもって賄うことが理想です。しかし、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、一般財源（使途が特定されず自由に使える財源）を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。

令和６年度の地方交付税の総額は、18兆6,671億円となっています。

地方債資金の確保

地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業など将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害など臨時的に多額な出費の必要がある場合などには、地方債を経費の財源とすることができます。そこで、毎年度、地方債発行額の見込みである地方債計画を策定し、地方債資金を確保するとともに起債の同意等の事務を通じて、適切な地方債資金の配分を行っています。

地方公営企業制度の企画立案

地方公営企業は、水道、交通、病院、下水道など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供しています。人口減少や施設の老朽化に伴い経営環境が厳しさを増す中、各地方公営企業が住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定や、広域化を始めとする抜本的な改革等の取組を推進しています。

地方財政の健全化

高齢化に伴う社会保障関係費の増大等により財政構造の硬直化が進み、地方財政が極めて厳しい状況にある中、地方公共団体の自律的な財政健全化の取組に資するよう、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生のための仕組みを設けています。また、より効率的・効果的な行財政運営に向け、公共施設等の適正管理や地方公営企業の経営改革などの財政マネジメントの強化を促進しています。

Topic

地域のデジタル化の推進

地方では、地域経済の活性化や東京圏への一極集中の是正、人口減少・少子高齢化への対応、防災・減災対策や教育の質の維持・向上、適切な医療水準の確保など、解決すべき社会課題が複雑化しています。こうした中、地方公共団体は「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、様々な分野におけるデジタル技術の実装を行い、多岐にわたる地方の社会課題をデジタルの力を活用して解決していくことが求められています。

このため、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、令和６年度地方財政計画においても、「地域デジタル社会推進費」を引き続き2,500億円計上しているほか、令和５年10月に発足したデジタル行財政改革会議での議論等を踏まえ、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタル技術を最大限に活用して公共サービス等の維持・強化や地域経済の活性化を図る、デジタル行財政改革の取組が進められており、地域のデジタル化に向けた取組が一層進むことが期待されます。